

総務常任委員会

令和2年9月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
まちづくり政策課長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	同 参 事	岡村 智生
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	三原 進也

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、井上委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しています審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、1. 付託議案の（1）議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（要旨）をご覧くださいと思います。本条例は、地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法が改正され、町長等の職務行為について、善意でかつ重大

な過失がない場合、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされたことに伴い、本条例において、その基準等を定めるものであります。

はじめに、条例の内容のご説明に先立ち、地方自治法が改正され、損害賠償責任の一部免責制度が導入されることとなりました背景について、ご説明を申し上げます。近年、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による、いわゆる住民訴訟の結果、地方公共団体の長や職員に対し、1億円を超えるような多額の損害賠償請求を命じる判決が言い渡される事例が発生しております。住民訴訟制度については、軽過失であった場合でも、高額な損害賠償請求を受ける可能性があり、事務執行を行うなか、故意又は重過失が見られなくとも、結果的に膨大な個人責任を追及される結果となれば、柔軟な職務遂行を萎縮させることとなる、などの意見が裁判官からも付されているところでございます。こうしたことから、国におきましては、軽過失の場合における長や職員個人に対する損害賠償責任の追及のあり方を見直す必要があるとして、条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能にできることとされたところであり、本町としても、この制度改正を受け、国と同様の考え方のもと、本条例案を上程させていただいたところでございます。

続きまして、本条例における主な制定内容といたしまして、（1）損害賠償責任の一部免責（第2条関係）でございます。町に対する町長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の責任を負う限度額を、町に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与となる基準給与年額に、次表のそれぞれの区分の乗数を乗じて得た額とし、それを超える額について免責とします。それぞれの乗数につきましては、町長が6、副町長、教育長、教育委員会・選挙管理委員会の委員又は監査委員が4、公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会の委員が2、上記以外の町の職員が1と定めておりまして、これらの乗数につきましては、参酌基準といたしまして、地方自治法施行令で定められており、この参酌基準どおり定めることとしております。次に、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で1. 付託議案の(1)議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 教えてもらいたいんですけども、例えばここで公平委員会とありますけども、どのぐらいの収入をもらっているのかわかりませんが、ほとんどないんじゃないかなと思うんですけど、それでも、そしたら金額が少なければほとんどもう免責になるということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 公平委員会の委員さんにつきましては、日額という形の支払いになりまして、そこで何かがあった場合ということで、その日額掛ける何回その事案があったかということで年額を算出してこの乗数2を掛けるということで、公平委員さんについては基準は少ない形になりますが、地方自治法施行令で参酌基準として定められておりますので、その基準に従い、本条例についても規定したということでございます。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 この中でね、善意でかつ重大な過失がない場合といたらどんな場合ですの。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 重過失、軽過失、いずれも法律上、その定義はなされてないんですけども、重過失につきましては、判例の中でほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものということで解されております。こうした中、重過失にあたるか軽過失にあたるかという過失の程度の判断につきましては、個別具体的な事例の状況等により、個々に裁判等で判断がなされるものと認識しております。

嶋田委員　そしたら裁判の結果によって、これが適用されるかされないかというになるわけですね。

総務課長　そういうことで認識をしております。

委員長　今の嶋田委員の質問に関連するんですけど、そもそも損害賠償金が決定するというのは、裁判でそういう結果が出て、決定するということですが、そこで過失はないけども、最初説明の時に額が高額になるというふうに、重大な過失がなくても額が高額になるというふうにおっしゃいましたけど、ただ、今課長の答弁だと裁判の結果をもって適用するかどうかというふうに決めるということになるというのは、ちょっと矛盾するかなと思うんですけど、どう理解したらいいんですか。　仲村総務課長。

総務課長　あくまで免責される場合については、軽過失の場合と故意がない、または軽過失の場合という形になりますので、裁判の結果、当然これはわかっているはずであろうというようところで重大な過失として認定されれば、この免責については適用されないと。過失はあったものの、軽過失であったということであれば、免責の基準が適用されるということで判断が分かれるということでございます。

委員長　そうすると、当然のことでしょうけど、裁判で確定した金額というのは参照にはならないということですね。損害賠償額の。

総務課長　最終的に住民訴訟の結果、その行為で町に損害を与えたということで、長であったり、職員に対して、町に対していくらかの損害賠償を命じる判決が出るとします。その行為を行ったときにおいて、重大な過失があったのかと、またそれは軽過失であったのかによって、免責が適用されるかということで決まってくるので、そこが判断の分かれ目ということになるということでございます。

委員長　実際に起こるかどうかもわかりませんし、起こってみないとその時でないとはならないと思いますので、また町がおっしゃったように、個々に判断していただけたらと思います。

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福田税務課長。

税務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の(2)議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長

本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書末尾の条例の要旨をご覧くださいでしょうか。今回の町税条例の一部改正は、令和2年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたこと及び新型コロナウイルス感染症等の影響緩和措置を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、それぞれ令和2年10月1日以降に施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものがあります。

それでは、1. 主な改正内容について、ご説明させていただきます。

はじめに、(1) 地方税制の改正に関するものとしたしまして、①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等についてであります。説明上は、夫の方の寡夫をはっきりと区別できるよう「かおっと」と読ませさせていただきますのでよろしくお願いいたします。この改正につきましては、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」及び「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の寡婦及び寡夫控除の見直しを行うものであります。具体的には、(ア) ひとり親控除の創設では、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子、前年の総所得金額等が48万円以下であることが条件となりますが、生計を一にする子を扶養する単身者について、新たに、ひとり親控除30万円を適用するものであります。なお、前年の合計所得が500万円、年収で678万円を超える者は対象外とするものであります。この改正により、「寡夫控除」は用語上なくなり、「ひとり親控除」に統合されることとなります。次に、(イ) としたしまして、ひとり親控除を受けない寡婦について、引き続き寡婦控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、ひとり親控除と同じ500万円の所得制限を設けるものであります。次に、(ウ) 個人住民税の人的非課税措置の見直しでは、先ほど説明いたしました控除の見直しに伴い、個人住民税の非課税措置の対象にひとり親を追加するものであります。なお、所得金額が135万円、給与収入としては204万円を超える場合や住民票の続柄に内縁関係の夫婦がいることを示す「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載があるものは対象外となります。施行期日は、令和3年1月1日で、令和3年度分以後の個人住民税につきまして適用してまいります。なお、参考といたしまして、裏面に(ア)と(イ)の見直しに係る改正前と改正後の控除額を整理した表を掲載しておりますので、またご覧になっていただきたいと思います。

次に、②低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設では、所得税において低未利用土地等の活用促進に係る特別控除が創設されることに伴い、個人住民税において、保有期間が5年を超え、建物等を含めた譲渡価格が500万円以下等の要件を満たす低未利用土地等を譲渡した場合は、長期譲渡所得の金額から100万円を控除するものであります。施行期日は、令和3年1月1

日となります。

次に、③軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでは、国のたばこ税と同様、重量に応じた重量比例課税方式が適用されている1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、段階的に葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式とするものであります。施行期日は、(ア)の0.7グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ0.7本に換算する改正を令和2年10月1日に、(イ)の1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本に換算する改正を令和3年10月1日に施行するものであります。

次に、④延滞金の割合等の特例の改正では、国税と同様、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称変更をするとともに、徴収の猶予等又は法人の町民税の納期限の延長の場合は、市中金利の実勢を踏まえ、その割合を、平均貸付割合プラス0.5%に引き下げを行うものであります。施行期日は令和3年1月1日で、施行日以後の期間に対応する延滞金に適用してまいります。

次に、⑤国税における連結納税制度の見直しに伴う規定の整理では、法人の町民税につきまして、法人税の連結納税制度の改正に伴い、引用条文等の整理を行うものであります。施行期日は、令和4年4月1日で、施行の日以後に開始する事業年度の法人の町民税に適用してまいります。

続きまして、(2)新型コロナウイルス感染症等の影響緩和措置についてであります。はじめに、①新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例では、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用について、所得税において寄附金控除の対象となるものを、個人住民税の税額控除の対象とするものであります。施行期日は、令和3年1月1日となります。次に、裏面となりますが、②新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等への対応として、13年間の個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、令和2年12月末までの入居期限を令和3年12月末までに延長するものであります。施行期日は、令和3年1月1日となります。

最後に、(3)その他法令の改正による条文整理等所要の改正では、地方税法等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項の整理等所要の改正を行うものであります。

以上、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明

とさせていただきます。委員皆さま方におかれましては、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 私のほうからお尋ねしたいんですけど、それぞれ影響額教えていただけますか。福田税務課長。

税務課長 影響額についてのご質問でございます。未婚のひとり親控除にかかる影響額につきましましては、20万円程度の減収と見込んでおります。次に非課税措置の対象にひとり親控除を追加する改正につきましましては、90万円程度の減収を見込んでいるところでございます。その他の改正につきましましては影響額の算定は難しい状況となっておりますので、よろしくお願いいたします

委員長 ④延滞金の割合の特例の改正についても、これも算定は難しいですか。下げるということだと減収になるかなと思うんですが。

税務課長 延滞金の割合の引き下げに伴う影響額につきましましては、今回の改正の対象といたしまして、徴収の猶予の場合ということになっております。現在猶予の適用を受けている方は、特例、コロナウイルスの特例の場合は今回の対象外になるんですけれども、適用を受けている方おられませんので、実質今後出てくるかどうか分からないということですので、影響額の算定は難しいと考えております。

委員長 もう1つごめんなさい、(2)のところですけども、イベントを中止した事業者に対する払い戻し請求権云々というやつですけど、これは町がもともと主催を予定していたイベント、そうではなくて。

税務課長 こちらの寄附金控除の対象となるイベントにつきましましては、文部科学大臣の指定を受けたイベントとなっております。そのイベントの考え方につきましましては、

文化芸術またはスポーツに関するものであること、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催される予定であったイベントであること、そして不特定かつ多数のものを対象とするイベントであること、また日本国内で開催された、または開催する予定であったもの、そして新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止措置のために影響により中止、または延期されたもの、そして最後に払い戻しがされた、またはされる予定であったものということになっております。この規定に基づいて、主催者側が申請した場合は、一定認められた場合については対象になるということになります。

委員長 わかりました。ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第35号 令和2年度斑鳩町立学校教育用情報通信端末の取得についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 おはようございます。それでは、1. 付託議案(3)議案第35号 令和2年度斑鳩町立学校教育用情報通信端末の取得について説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務
課参事

恐れ入りますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。斑鳩町立学校情報通信端末2, 373台の取得に伴う、物品売買契約の締結についてでありまして、その価格が700万円を超えますことから、当該業者と地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容につきましては、GIGAスクール構想に伴う町立学校児童生徒1人1台のタブレット型パソコンの導入であり、奈良県及び奈良県内市町村教育委員会等で構成されます「奈良県域GIGAスクール構想推進協議会」において、導入コスト及び事務負担削減や内容の充実をはかるため、共同調達のためのプロポーザル審査が実施され、去る7月16日、契約候補者が決定したことから、地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約を締結するものであります。契約金額は1億1,861万2,032円となっております。契約の相手方につきましては、キシステム株式会社奈良本社事業統括取締役 井門英也でございます。

次に、情報通信端末の主な仕様ですが、グーグル社のクロームOSを登載したクロームブックという製品です。またドリル教材ソフトもセッティングされています。特徴としましては他のOSを使用する機種より起動時間が短く、奈良県教育員会で推奨されていますGoogle for Educationという教育用アプリケーションとの相性も良く、奈良県市町村で約9万台が納入される予定です。端末につきましては、11月末には全台数納入可能との確認はできていますが、使用するための設定等が必要でありますことから、令和3年2月末頃の納入を予定しております。

以上をもちまして、提案いたしました議案につきましての概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、原案通りご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員

今説明で、令和3年2月末ということは、今年度はほぼ無理で、来年度から使うという形になるのでしょうか。

委員長

岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 一応説明させていただきましたように、11月の末ぐらいには機種を導入は可能となっておりますので、設定等台数も多いことから、2月末とさせていただいているんですが、随時設定しながら使っていけたらなということで、本格的には委員おっしゃるように来年度からになるのかなといったところでございます。

齋藤委員 ということは、もう設置が終わった学校から順次、もしくは設置終わった学年から順次使っていくということよろしいでしょうか。

教委総務課参事 そのように考えております。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 ドリル教材がセッティングされているということで、その中に入っているドリル教材で斑鳩町は授業を進めていくといいますか、どういう教材を使って授業を進めていくのかということをお願いしたいんですけども。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 今のご質問でございますが、ドリル教材につきましては、授業で使う教材として使う問題、また家庭学習、宿題等ですね、持って帰ってできるようなドリル等もございまして、今も町内のほうで入っておりますネット環境でできるドリルというものも使用可能ということで聞いてますので、いろんな場面で使用できるのかなといったところで考えています。

溝部委員 ということは、授業の中でも使用されるということなんだろうけれども、具体的に授業の中でどういう授業の中でこれを使う、どういうソフトを使っていくかということはまだはっきりとは決まっていないということですか。

教委総務課参事 具体的には、先ほど説明させていただきましたG o o g l eの関係で授業で使える総合的に使えるソフトもございまして。その中で提示用の教材でありますとか、というのでこのドリルを使用してってということなんで、今後いろいろなアプリ等

ありますので、学校と相談しながら展開していきたいと考えております。

溝部委員

ありがとうございます。あと例えばこれが子どもとかが壊したりとか、傷つけたりしたときに、保険とか保証とか、そういったものはどんな感じになっているのでしょうか。

教委総務
課参事

基本的な話なんですけども、すべて潰れたら保証されるということではございません。ただ、使ってて、ただ普通につぶれるとか、ちょっとしたことでつぶれるといったようなことは1年間保証がございます。ただ、故意につぶしたりとか、落としたりした場合は、通常の、学校でガラスを割ったりとか、ということで弁償していただくというところもございますことから、そういった対応になるかなというところで考えております。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

扱い方を教えてもらいたいんですけども、例えばこれは学校に置いておくのではなくて、宿題とかなんかあった場合、端末を家に持って帰って、その中でドリルとかをやるということなんでしょうか。それとも、学校にずっと置いておくものなんでしょうか。

委員長

岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

そちらの使用方法につきましては、今後当該パソコンの習熟度が固まった段階で持って帰る等のことは今後検討していきたいということで、将来的にはおっしゃるように持って帰って、デジタル教科書等、そういった問題もございますことから、そういった対応、様子を見ながらということになってくるのかなと考えております。

委員長

以前にセキュリティも含めて、使い方等については一定ルールをつくって、総務委員会にも報告いただきたいとお願いをしてましたけども、それ11月の末の納入で、設定次第使えるようにしていくということだと、だいたい12月議会

ぐらいにはまとめて報告いただきたいなと思うんですけど、いけますか。

岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

そちらのセッティング方法等について、今後打ち合わせしまして、またお示し
させていただくようにします。

委員長

ほか、ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

購入台数ですね、2, 373。これから児童が増えてくるということはないん
ですけども、もしかそれで足らんようになったというときにはどういうふうな形
をとられるんですかね。

委員長

岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

そちらの台数につきましては、今後、どうしても台数が前後してくること、1
台、2台足りないということも出てくると思いますが、今現在あります、学校に
あるパソコンとアプリで使用できるものもございますことから、そういったもの
を利用しながら、ただ台数とかが多くてどうしても対応できないということであ
れば、今後随時購入していくということになると思います。以上です。

嶋田委員

そりゃ購入していくべきや思いますけど、その場合に国からの補助はあるんで
すか、それとも町単独のことになるんですかね。

教委総務
課参事

財源は基本的には町の持ち出しということになってくると思います。ただ今後、
交付金等ですね、注視しながら、購入のほう考えていきたいと思っております。

委員長

ほかにごございませんか。 伴委員。

伴委員

今、説明をお聞きしてたら、共同購入と、こういうようなケースで、金額も大
きいですし、共同購入というようなほかの事例というのは、あるわけですか、学
校の教材で。

委員長

岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

学校の教材というところでは、ちょっと例はございませんが、現在でも例えば私どもが業務で使用しますパソコンとかを県の共同調達ですね、同じ機種を県のほうで統一でされて、スケールメリットで買うようなところはございます。その中で今回もパソコンのソフトとか、ちょっと専門的な知識もありますことから、どういったソフトを入れたらいいのかという判断がなかなか町ではできない中で、県で統一的にこういったプロポーザルをされたというところでございます。

伴委員

そしたら説明の中で「通信教育推進協議会」、そういう名前やったと思いますねけど、これの構成といいますか、この協議会って、どういう方々がこの協議会に入って協議されたのか、わかっている範囲でわかれば教えてください。

教委総務
課参事

こちらにつきましては、当然奈良県の教育委員会関係者です、当然、私も担当として協議会の一員になっております。その他、学識経験者等ですね、それと県の職員等で構成される協議会になっております。

伴委員

あとちょっと気になったのが、結局購買する契約の相手方なんかは、何件かに分かれて、それかここ一手で、キシステム株式会社ですか、別に詮索するつもりはないですけども、どういう形で買われたんかというのを知りたいんで、お聞きしているんですけど、ここだけで全部の奈良県内の市町村が買われるのか、何社かに分けて買われるのか、それと機種もこのGoogleの、このブック以外の機種も選ばれてやるのか、これ9万台ということは全部なんかと思ってたんですけど、そのあたりの内容、わかる範囲でお願いします。

教委総務
課参事

入札のプロポーザルの関係ですが、県に確認しておりますと、実質公募で募集かけまして、このプロポーザルに参加されたのが2社ということで聞いております。その中で審査した結果、このキシステム株式会社になったというところですよ。

またこのキシステムが基本的には奈良県全体のパソコンですね、導入することになってます。ただ、このキシステム株式会社も一部他の会社と合同してやっていくということで、通信業者であるとか、そういったところが合同で入っていると聞

いています。ただ、一般的にいう中心になるのはキステムということで、こちらのほうで契約をしていくということになっております。また、先ほどおっしゃいました他の機種はないのかといったことですが、ほぼほぼクロームブックということになってまして、一部 iPad、けど数百台です。Windowsについてはゼロということ聞いております。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長

おはようございます。それでは、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第10款 地方特例交付金、第1項 地方特

例交付金では、第1目 地方特例交付金の第1節 個人住民税減収補てん特例交付金で、令和2年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により、54万9千円の減額をお願いするものであります。次に、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、令和2年度の普通交付税交付額の決定により、2,320万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第6節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、令和元年度の追加交付分14万2千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や地域経済・住民生活の支援などを目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が国から示されたことから、4億991万1千円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、感染症の拡大防止を目的とした相談等のオンライン化を可能とするタブレット端末等導入費用が補助対象となることから、地域子育て支援センターの子育て相談分として、子ども・子育て支援交付金16万6千円の増額、保育園等の児童虐待等相談分として、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金50万円の増額をお願いするものであります。第3目 衛生費国庫補助金では、第3節 母子衛生費補助金で、同様の目的のタブレット端末等導入費用が補助対象となることから、子育て世代包括支援センターの母子保健相談分として、妊産婦総合対策事業補助金46万6千円の増額をお願いするものであります。第7目 教育費国庫補助金では、第1節 小学校費補助金と第2節 中学校費補助金で、小中学校の教育活動再開時における感染防止対策に必要な物品の購入費が補助対象となることから、あわせて40万3千円の増額をお願いするものであります。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第7節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、国庫負担金と同様の理由により、7万1千円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、国庫補助金で申しあげた地域子育て支援センターの子育て相談の充実と同様の理由により、子ども子育て支援交付金16万6千円の増額をお願いするものであります。第5目 商工費県補助金

では、第1節 商工費補助金で、感染症拡大の影響を受けた住民生活の支援や地域経済の活性化を目的として、生活支援クーポン券「斑鳩町You & Iクーポン券」の第2弾を発行するにあたり、県が創設された市町村の地域消費喚起事業を対象に連携して上乗せ支援する補助金を財源として活用することから、6千万円の増額をお願いするものであります。次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金の第1節 財政調整基金繰入金で、感染症対策のための事業実施に伴う財源として、財政調整基金の繰入れを予算化しておりましたが、国庫補助金で申しあげました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が確定したことから、本補正予算における対象事業の充当を超える額を財源振替することとし、1億2,959万7千円を減額させていただくものであります。次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、令和元年度会計の決算余剰金の確定により、2億4,808万円の増額をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第22款 町債、第1項 町債では、第7目 臨時財政対策債で、令和2年度の発行可能額の決定により、310万円の減額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

13ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。なお、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額に伴う財源振替の予算科目につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、感染症の拡大防止を目的とした無料法律相談等のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で165万1千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額、また、コミュニティバスの王寺駅乗入れに伴う王寺駅での乗降者数が当初見積りを上回ることから、奈良交通路線バスとの重複区間料金分の負担金として、第18節 負担金補助及び交付金で114万4千円の増額をそれぞれお願いするものであります。第6目 企画費では、聖徳太子1400年御遠忌事業として、来年4月に金剛流宗家の能楽公演を法隆寺中門前で開催することについて調整を進めており、その周知や参加受付等に要する費用として、第10節 需用費で42万5千円、第11節 役務費で2万2千円の増額、感染症の拡大防止を目的とした役場業務における会議・相談

等のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で、インターネット無線LAN環境構築業務委託料1,204万5千円、第17節 備品購入費で540万8千円の増額、マイナンバー制度における自治体中間サーバー・プラットフォームの更新に伴う移行対応に要する費用として、第12節 委託料で、122万5千円の増額、いかるがホールの臨時休館中等の施設維持費用に対する指定管理者への支援金として、第18節 負担金補助及び交付金で、1千万円の増額をそれぞれお願いするものであります。第11目 青少年対策費では、感染症の拡大防止を目的とした青少年悩み事相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で50万6千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額をお願いするものであります。第12目 特別定額給付金給付事業費では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の緊急経済対策として実施された特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児を対象に、同様の給付を町独自に行うことから、その事務費用として第10節 需用費で3万6千円、第11節 役務費で5万9千円の増額、給付費用として第18節 負担金補助及び交付金で2,400万円の増額をお願いするものであります。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第4項 選挙費では、第1目 選挙管理委員会費で、選挙事務における感染症の拡大防止対策として、事務従事者の減及び受付事務の円滑化を図ることを目的に、投票管理システムを導入することから、それに要する費用として、第10節 需用費で2万3千円、第12節 委託料で543万4千円、第17節 備品購入費で169万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費の第22節 償還金利子及び割引料で、令和元年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから311万6千円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第22節 償還金利子及び割引料で、令和元年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから3,401万5千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における感染症の拡大防止を目的とした高齢者相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用及び歳入で申しあげました低所得者保険料軽減負担金の追加交付分の財源として、あわせて232万4千円の増額をお願いす

るものであります。15ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげました地域子育て支援センターでの子育て相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で66万1千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額、また、令和元年度の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、第22節 償還金利子及び割引料で、188万2千円の増額をそれぞれお願いするものであります。第2目 保育園費では、町立保育園の感染症の拡大防止対策として、長時間保育室の3密解消に必要な保育士の人件費として、第3節 職員手当等で194万1千円の増額、歳入で申しあげました保育園等での児童虐待等相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第11節 役務費で2万9千円、第14節 工事請負費で48万1千円、第17節 備品購入費で81万2千円の増額、卒園遠足での公共交通機関による移動を貸切バスに変更することから、その利用に要する費用として、第13節 使用料及び賃借料で18万1千円の増額、園外保育が中止となった際に必要となる貸切バスの取消費用として、第18節 負担金補助及び交付金で23万4千円の増額をお願いするものであります。

16ページをお開きいただけますでしょうか。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、感染症拡大の影響を受けた住民生活や経済活動を支援するため、7・8月で実施した水道の基本料金の免除を延長して、9月から来年2月までの6か月間実施することから、その財源として、水道事業会計補助金7,218万円の増額、また、三室休日応急診療所における感染症の拡大防止対策として、発熱患者等の専用の出入口や受付窓口等を設置する改修工事を行うことから、その当町の分担金として、331万2千円の増額をそれぞれお願いするものであります。第3目 母子衛生費では、歳入で申しあげました子育て世代包括支援センターでの母子保健相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で66万1千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額をお願いするものであります。次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、歳入で申しあげました生活支援クーポン券「斑鳩町You&Iクーポン券」の第2弾として、1世帯あたり1万2千円分のクーポン券を発行することから、その事務費用として、第10節 需用費で26万1千円、第11節 役務

費の内数で427万2千円、第12節 委託料で274万8千円の増額、クーポン券の換金分の補助金として、第18節 負担金補助及び交付金で1億4,400万円の増額、また、感染症拡大の影響を受けた地域経済の活性化対策として、町内の建設業者の受注機会の創出と町民の消費喚起を目的として、住宅リフォーム等の工事費用を支援する事業を実施することから、その事務費用として、第11節 役務費の内数で3千円、支援金として、第18節 負担金補助及び交付金で500万円の増額をそれぞれお願いするものであります。

17ページにお移りいただけますでしょうか。第3目 観光費では、第18節 負担金補助及び交付金で、感染症の拡大防止のため、聖徳太子広域ウォークが来年度に開催延期となったことから、その開催負担金132万1千円の減額をお願いするものであります。第4目 歴史街道ネットワーク事業費では、第18節 負担金補助及び交付金で、同様の理由により、いかるがマルシェが開催中止となったことから、その開催補助金170万円の減額をお願いするものであります。次に、第7款 土木費、第5項 住宅費では、第1目 住宅管理費の第10節 需用費で、町営住宅において新たに2件の退去があり、その内装修繕を実施することから、129万7千円の増額をお願いするものであります。

18ページをお開きいただけますでしょうか。第8款 消防費、第1項 消防費では、第5目 災害対策費で、感染症の拡大防止対策として、当町が被災した際の罹災証明書発行等の事務処理を円滑に行うため、被災者支援システムの庁内ネットワーク化を図ることとし、その設定等に要する費用として、第12節 委託料で96万7千円、第13節 使用料及び賃借料で9万9千円の増額をお願いするものであります。第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、教育関係の会議等が感染症対策のため、オンライン開催となり、その参加に必要な端末等の購入費用として、第10節 需用費で2万円、第17節 備品購入費で17万2千円の増額をお願いするものであります。第3目 私立学校振興費では、第22節 償還金利子及び割引料で、令和元年度の子育てのための施設等利用給付県費交付金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、114万6千円の増額をお願いするものであります。19ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 小学校費では、第1目 学校管理費の第12節 委託料で、教員の長時間労働の解消及び教育の質の維持向上を図るため、県教育委員会が推進している統合型校務支援システムを早期に導入することから、782万1

千円の増額、また、第18節 負担金補助及び交付金で、感染症拡大の影響を受けて修学旅行や遠足等が中止となった際に必要となる旅行等予約の取消費用を町負担とすることから、609万4千円の増額をそれぞれお願いするものであります。第2目 教育振興費では、国の「GIGAスクール構想」の児童生徒「1人1台端末」の整備にあたり、必要な各教室の教員用端末の導入費用として、第12節 委託料で36万5千円、第17節 備品購入費で328万5千円の増額、また、感染症拡大の影響を受けて収入が著しく減少し、要保護・準要保護児童の認定基準外で臨時的に援助が必要な世帯に対する支援として、第19節 扶助費で、就学援助費及び給食援助費のあわせて24万7千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

20ページをお開きいただけますでしょうか。第3項 中学校費、第1目 学校管理費では、小学校費と同様の理由により、第12節 委託料で、統合型校務支援システムの導入費用521万4千円の増額、また、第18節 負担金補助及び交付金で、修学旅行等予約の取消費用654万8千円の増額をそれぞれお願いするものです。第2目 教育振興費においても、小学校費と同様の理由により、各教室の教員用端末の導入費用として、第12節 委託料で15万円、第17節 備品購入費で135万円の増額、また、要保護・準要保護生徒の認定基準外で臨時的に援助が必要な世帯に対する支援として、第19節 扶助費で、就学援助費及び給食援助費のあわせて39万5千円の増額をそれぞれお願いするものです。

21ページにお移りいただけますでしょうか。第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費の第18節 負担金補助及び交付金で、感染症拡大の影響を受けて遠足が中止となった際に必要となる貸切バスの取消費用として、28万1千円の増額をお願いするものです。次に、第5項 社会教育費では、第5目 図書館管理運営費で、外出抑制時の在宅で過ごす時間を有意義なものにするための図書館蔵書及び電子図書の充実に要する費用として、第10節 需用費で110万円、第13節 使用料及び賃借料で20万円の増額、感染症拡大の影響を受けて、ブックスタートを中止したことに伴う絵本の郵送費用として、第11節 役務費で14万5千円の増額、また、感染症の拡大防止を目的とした図書館業務における会議・相談等のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で50万6千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額をそれぞれお願いするものであります。第6目 文化財活用センター管理運営費では、

同様に、文化財活用センター業務における会議・相談等のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で50万6千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額をお願いするものであります。

22ページをお開きいただけますでしょうか。第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、感染症の拡大防止のため、第50回いかるがの里・法隆寺マラソン及び第44回斑鳩三塔健康走ろう会が開催延期となったことに伴い、その実行委員会補助金200万円の減額をお願いするものであります。第3目 町民プール運営費では、第12節 委託料で、同じく感染症の拡大防止のため、町民プールが営業中止となったことに伴い、その運営に要する費用423万円の減額をお願いするものであります。次に、第11款 公債費、第1項 公債費では、第1目 元金の第22節 償還金利子及び割引料で、小中学校空調設備整備に関する借入額及び償還期間が確定し、当初予定より早期に元金償還を開始することから、初年度分の所要額として、1,529万5千円の増額をお願いするものであります。最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源2億2,250万3千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 債務負担行為補正についてであります。歳出において増額補正を申しあげました、来年4月に開催予定の金剛流宗家の能楽公演について、運営事業者との開催業務委託を今年中に契約いたしたく、また、この契約が年度を越えることから、債務負担行為の追加として、期間を令和2年11月1日から令和4年3月31日まで、限度額を753万4千円とする予算補正をお願いするものであります。次に、第3表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげましたとおり、地方債の変更として、臨時財政対策債で、限度額を2億8,500万円に減額する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長

以上で、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につ

きましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会と厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員

16ページのいちばん下のところですけども、住宅リフォーム等支援金についてですけども、これは何件ぐらい見込んでおるのでしょうか。

委員長

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

こちら先ほどからございますけれども、新型コロナウイルスの臨時交付金のほうを充てるというようなところですね、今現在上限額20万円の25件ということで算定をさせていただいております。

齋藤委員

もし25件超えた場合は、追加でされるのか、それとも25件で、もうストップするのか、その辺のところはどう考えてるのでしょうか。

まちづくり
政策課長

こちら、申請状況等見させていただきながら検討させていただけたら。今現時点でこの500万円で打ち切るといようなことは考えておりませんので、申請状況見ながら検討させていただけたら、このように思っております。

齋藤委員

別の項目ですけども、先ほどありました5ページの金剛流の公演ですけども、具体的には来年の4月ということで説明ありましたですけども、見る方から入場料とかとったり、定員何人ぐらいとか、だいたい分かってる範囲内で教えてもらえばありがたいです。

まちづくり

まず入場料の関係ですけども、金額等は今後検討していきますけれども、入

政策課長 場料のほうは徴収していきたい、このように考えております。また、定員のほうなんですけれども、今現在、新型コロナウイルスの関係ございまして、ソーシャルディスタンス、2メートルあるいは最低1メートルというところがございます。そういったところで現地も確認させていただくなかで、今現在の国のガイドラインに則った最低の1メートルを確保いたしますと、だいたい130席程度の予定と、このようなところでございます。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと聞き逃したみたいなんで、13ページの18節 負担金補助及び交付金で文化振興センター設備維持支援金ってあるんですけど、これはどんな。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらのほうですけれども、当該かかるがホール、文化振興センターにつきましては指定管理ということで、文化振興財団のほうで指定管理で管理運営をさせていただいております。今般、例えば4月あるいは5月、臨時休館ということで利用料金制のなかで収入がない、ただ、収入はないけれども、例えば設備の維持管理等々経費がかかってまいりますので、この分を支援するといったようなところの位置づけで今回補正予算としてあげさせていただいているということです。

嶋田委員 分かりました。せやけどね、この文化振興財団のほうはね、1億円ほどお金持ってはりますわな、それを使うとか、あれは使ったらあかんお金なんですか。そこらへんを手当てするとかね、そんなんはどうですなやろ。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 ただ今嶋田委員がおっしゃいました1億円なんですけども、いわゆる基本財産として1億円を斑鳩町が出資して、それで財産として運用されているところでございます。今般、こういった形で支援いたしますのは国の交付金の中でも、指定管理者について、いわゆる4月、5月休館をさせていただいた中で、いわゆる収

入ですね、そういったものがないというところで、今回の交付金についてはそういった支援にも充てれますよということなんで、そういったところを活用させていただいて、1千万円、上限1千万円の支援金を今回創設させていただいたということでご理解願います。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 5ページの一番最後の臨時財政対策債ですが、今回これ減額されてると。この臨時財政は、私のイメージは半分は交付金でまた返ってくるというか、そういうイメージ持っている、減額されていく考え方っていいですか、そのあたりちょっとお聞きしたいです。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 臨時財政対策債というのは、いわゆる、昔でしたら国が交付税特会の中で賄ってましたけど、交付税特会で賄ってた分を国と地方がそれぞれ折半しましょうと。いわゆる足りない分ですね、財源が足りない分は昔は交付税特会の中で全て繰り入れてやっておられたんですけども、現在はいわゆる国は国で面倒見ますよと、地方は地方で面倒見なさいよと、これの不足分をいわゆる起債で対応させていただくという制度になってます。そうしたことから、この起債につきましては、後年度100パーセントいわゆる交付税措置があるということで理論算入されてるところでございます。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、10時25分まで休憩いたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長

再開いたします。

では、続きまして、(5)陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、を議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、ご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務
局長

2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。陳情の趣旨は、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議決し、国の関係機関へ提出するよう当文書において依頼されているものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。

この陳情に対してどのような扱いとするのか、また内容等について、質疑等があれば、理事者でお答えいただける範囲でお答えいただこうと思うんですけど。

いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 意見書を提出したらいいと思います。

委員長 ただいま、陳情を採択して意見書を提出してはどうかということで、ご意見いただきましたけれども、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、本陳情書については委員皆様のご意見をお聞きする中では、採択して意見書を提出すべき、との意見というこであります。

よって、本陳情については、当委員会として、採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

陳情第2号については、当委員会として採択すべきものと決しましたが、ご提案のありました意見書について発議方法などをどのようにするのか、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 委員会発議でいいと思います。

委員長 ただ今、委員会発議でどうかというご意見いただきましたが、そういう形よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、意見書を作成し、当委員会の発議により提出するのご意見ですので、意見書の内容についてとりまとめを行うため、暫時休憩いたします。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開いたします。

委員皆さまのお手元にお配りしている、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」を国の関係機関に提出するべきとし、当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

以上で、この件については終わります。

それでは次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。前回の当総務常任委員会でご報告させていただきました秋季特別展「聖徳太子の足跡 ―斑鳩宮と斑鳩寺―」の関連行事としまして、11月7日土曜日の午後1時30分より、元興寺文化財研究所所長の田辺征夫氏と奈良大学准教授の相原嘉之氏による斑鳩宮と斑鳩寺をテーマとしたご講演と、講演後にこれらお二人の講師をパネラーとし、当町文化財活用センターの東野治之センター長をコーディネーターとしたミニシンポジウムを内容とした歴史講演会の開催を計画しております。なお、当講演会につきましては、展示会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止

の措置を講じた上での開催とし、今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、発掘調査についてであります。前回の当総務常任委員会でご報告させていただきましたいかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、調査事務所や防護フェンスの設置を終え、9月7日より重機掘削による試掘調査を進めており、調査期間につきましては、今年の12月までを目途に調査を進めてまいります。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)の概要について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、3. 各課報告事項の(1) 公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)の概要について、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料1 公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)の概要について、という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)につきましては、本年の第201回国会におきまして成立し、本年6月12日に公布されたところであります。このたびの公職選挙法の改正につきましては、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様の内容に拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、選挙運動用ビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われたものであります。

はじめに、「1 主な改正内容」についてであります、(1) 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大といたしまして、都道府県知事・議会議員選挙及び市長・市議会議員選挙と同様に、町村議会議員選挙及び町村長選挙につきましても、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成の3項目につきまして、新たに条例を制定することによりまして、選挙公営の対象とすることができることとされました。なお、選挙公営とは、国や地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行い若しくは選挙を行うにあたり便宜を供与し、または候補者の選挙運動の費用を負担する制度となっております。この改正によりまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に要する費用につきまして、条例を定めることにより、一定額まで、町で負担することが可能となりました。

次に、(2) 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁についてであります、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁され、ビラの頒布の上限枚数は通常葉書の2倍にあたる1,600枚とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とされたところであります。

次に、(3) 町村議会議員選挙における供託金制度の導入についてであります、町村議会議員選挙について、供託金制度が導入され、その額は15万円とされたところであります。なお、供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とされ、供託物没収となる得票数につきましては、全ての有効投票数を、議員定数で割った得た額を、さらに10で割った数となります。

次に、施行期日についてであります、公布の日から起算して6月を経過した日として、本年12月12日から施行されることとなっております、12月12日以後に選挙期日の告示がなされる選挙に適用されることとなっております。本町といたしましては、ただいまご説明いたしました「1 主な改正内容」の(1) 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大の導入に必要となります条例につきましては、本年12月の定例議会への上程を目指し、県内の市の制定内容を参考としながら、条例案の作成作業を進めてまいりたいと考えております。以上、3. 各課報告事項の(1) 公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)の概要について、ご説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

そうしましたら、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

まちづくり政策課のほうから、2点報告事項がございます。

まず1点目は、斑鳩町コミュニティバスの運行についてでございます。斑鳩町コミュニティバスにつきましては、本年、令和2年4月から、王寺駅に乗入れを行いまして、日々、安全運転を心掛け、引き続く、新型コロナウイルス感染症の状況下の中で、地域の重要な交通手段として、安心・安全に利用いただけるよう努めているところでございます

このコミュニティバスの運行でございますが、今年度末の令和3年3月をもちまして、奈良交通株式会社と契約期間が満了となるところでございまして、令和3年4月から新たな運行契約を締結する必要があります。令和3年度以降のコミュニティバスの運行につきましては、このコロナ禍の中で、現行のダイヤを変更せず、1日4便の運行を継続する方向で考えておりまして、王寺駅乗入れを含みます効果検証あるいは利用者のニーズを継続的に把握をいたしまして、より快適で便利なコミュニティバスの運行ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。今後のスケジュールでございますが、10月に開催を予定をしております地域公共交通会議におきまして、令和3年度以降の運行計画をご審議をいただく予定としております。次回、11月の当委員会には、その審議結果等のご報告に加えまして、委員皆さま方にご相談等させていただきたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、8月13日付けで、補正予算の専決処分をさせていただきました「コミュニティバス車内の抗菌加工」につきましては、9月4日と5日の金曜日・土曜日の両日で完了いたしましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

続きまして2点目は、王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止についてでございます。王寺周辺広域7町の町長と議長で構成をしております、王寺周辺広域市町村

圏協議会につきましては、昭和40年代前半の高度経済成長の中で、広域市町村圏施策が進められるなか、王寺周辺地域における広域行政圏計画の策定及びその実施についての連絡調整を図ることを目的として、奈良県知事及び当時の自治大臣との協議のもと、昭和45年10月1日に設立をされたものでございます。協議会の設立後、昭和46年から平成22年まで、4次にわたり、王寺周辺広域市町村圏計画を策定し、また、広域圏として取り組むべき施策とその適切な役割分担による圏域づくりが進められてきたところでございます。

そのような中、広域市町村圏施策から40年が経過をし、社会経済情勢の変化等から広域市町村圏施策は当初の役割を終えたとして、平成21年3月31日には、計画の策定根拠であった国の「広域行政圏計画策定要綱」も廃止をされているところであり、王寺周辺広域市町村圏協議会においても、そういった状況等を受けまして、昨年、令和元年12月及び本年、令和2年3月に開催をされました当協議会において、今後の運営について協議が行われたところでございます。

その協議の結果、『設立当時の目的は一定達成され、その役割も終えていること』、また、『現在、関係7町にとらわれないさまざまな枠組みでの広域連携等も進めている』中で、令和2年度末の来年、令和3年3月31日をもって廃止する方針が決定されたところでございます。つきましては、現在、構成町におきまして、廃止に向けた協議あるいは調整をすすめており、本年12月の町議会定例会に、地方自治法の規定によります本協議会の廃止に係る議案を上程させていただき予定としておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、まちづくり政策課からの報告とさせていただきます。

委員長

栗本教育次長。

教育次長

続きまして、教育委員会事務局生涯学習課から、斑鳩町中央公民館駐車場整備工事の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

中央公民館の駐車場不足につきましては、以前から当委員会におきまして、ご指摘を受けていたところでございますが、中央公民館の南側、第1駐車場の道路を挟んで東側にあたります913.17平方メートルの土地につきまして、地権者と用地交渉を重ねてまいりました結果、本年6月までに1平方メートル当たり年間1,200円で借地することで合意に達し、本年7月1日付で土地賃貸借

契約を締結いたしましたところでございます。その後、7月27日から10月30日までを工期とし、駐車場整備工事を進めているところでございます。中央公民館の駐車場は、正面、地下、第1、第2駐車場を合わせまして、現在75台の駐車スペースがございますが、大ホールで催しが開催される際は、駐車場は不足している状況でございます。また、中央公民館は災害時、避難所となっておりますが、平成29年10月の台風接近時には、多くの方が自家用車で避難され、結果、駐車場が不足し、多くが路上駐車されたといったことを経験していることもあり、現在、駐車場整備の工期内ではありますものの、整備が終了した部分について検査を実施し、工事に支障のない範囲で他の駐車場部分が満車になった場合は、駐車場として開放しているところでございます。今回の整備が完了いたしますと、最終的には35台の駐車スペースが新たに確保でき、中央公民館全体の駐車スペースは110台となり、駐車場不足は少し緩和できるものと考えているところでございます。以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

年に1,200円、平米1,200円ですか。

委員長

栗本教育次長。

教育次長

年額1,200円でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
次に、継続審査について、お諮りいたします。
お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時47分 閉会)